

家庭裁判所調査官の調査件数等の報告について

平成16年3月26日家三第74号

高等裁判所長官、家庭裁判所長あて家庭局長通達

改正 平成24年10月15日家三第000573号

執務の参考としたいので、標記の調査件数等について下記により調査し、報告してください。

記

1 調査の事項及び方法

家庭裁判所調査官の調査件数等について、司法年度ごとに、家庭裁判所においては別紙様式第1から別紙様式第3まで、高等裁判所においては別紙様式第4（以下これらを総称して「調査件数表等」という。）に記載の事項を調査し、その結果を調査件数表等に記載する。

2 報告の方法及び期限

結果記入済みの調査件数表等を、翌年1月31日までに、家庭裁判所にあっては高等裁判所を経由することなく、直接送付して報告する。

なお、送付先は、家庭局第三課調査制度係とする。

付 記

この通達は、平成16年4月1日から実施する。

付 記（平24. 10. 15家三第000573号）

1 この通達は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）の施行の日（平成25年1月1日）から実施する。

2 平成24年分の報告については、なお従前の例による。

(別紙様式第1)

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表（

年】

(序名)

家庭裁判所

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 2 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件の調査件数は、当該支部又は出張所の箇所に計上し、調査を担当した調査官の所属する本庁又は支部の箇所には計上しない。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。例えば、子3人の親権者変更事件につき期日立会い命令が出された場合、3件として計上する。
なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。
- 4 「備考」欄には、調査官未配置支部及び出張所について、それぞれてん補している庁名を記入する。また、本庁から調査官配置支部にてん補した場合及び調査官配置支部から他の調査官配置支部にてん補した場合には、てん補を受けた庁名、てん補を実施した庁名及びてん補して処理した事件種別ごとの件数を記入する。

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合には、それぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置の執られた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置を執った場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「業過等」（車両運転による業務上過失致死傷保護事件及び重過失致死傷保護事件並びに危険運転致死傷保護事件）及び「道交等」（道路交通法違反保護事件、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件、道路運送法違反保護事件、道路運送車両法違反保護事件及び自動車損害賠償保障法違反保護事件）をいう。また、「一般」とは、一般保護事件から「業過等」を除いたものをいう。
- 4 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
なお、簡易送致事件については、原則として計上は要しないが、「通常調査」、「簡易面接」又は「書面照会」として調査命令が出された場合には、それぞれの欄に記入する。
- 5 「試験観察」の欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 6 「備考」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数を記入する。また、本庁から調査官配置支部にてん補した場合及び調査官配置支部から他の調査官配置支部にてん補した場合には、てん補を受けた庁名、てん補を実施した庁名及びてん補して処理した事件種別ごとの件数を記入する。
- 7 1件の事件について2以上の非行行為がある場合には、3で定義した「一般」、「業過等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(年)

(庁名) 家庭裁判所

事件の種別 事件の種別	庁名	総 数	本 庁	調査官配置支部					
				支 部 総 数	支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
家事事件									
人事訴訟事件									
少年事件									

(注)

- 1 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 2 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 3 期日立会い命令については計上しない。

(別紙様式第4)

高等裁判所の家庭裁判所調査官の家事抗告事件、人事訴訟控訴事件等調査件数等表(

年)
(庁名)

高等裁判所

(表1) 調査件数表

事件の種別	庁名	総	本	支	支
		数	庁	部 總 数	
総数					
家事抗告	家事抗告総数				
	別表第1審判				
	別表第2審判				
	雑				
人事訴訟控訴					
雑(注3)					
備考					

(表2) 共同調査実施回数表

事件の種別	総	本	支	部	支
家事抗告					
人事訴訟控訴					
雑(注3)					
備考					

(注)

- 1 表1の件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 2 表2には共同調査の実施回数を計上する。家事抗告事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人と同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。
- 3 家事事件手続法第105条第2項所定の裁判に係る事件をいう。
- 4 特に参考となる事項がある場合には備考欄に記載する。